

沿岸広域振興局長告示第64号

銃猟禁止区域の設定（昭和61年岩手県告示第1003号）で告示した川井村小国銃猟禁止区域の存続期間を次のとおり変更した。

平成23年10月28日

沿岸広域振興局長 中 村 一 郎

変更後の川井村小国銃猟禁止区域の存続期間 平成13年11月 1 日から平成24年10月31日まで